

訪問看護 単位数表(2026年6月～)

※こちらの表では、令和8年6月1日施行の変更点を赤字で表示しております。

訪問看護費			単位数			
指定訪問看護ステーション	20分未満		314単位			
	30分未満		471単位			
	30分以上1時間未満		823単位			
	1時間以上1時間30分未満		1,128単位			
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合		294単位(1日に2回を超えて実施する場合は90／100)			
定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携			1月につき2,961単位			
注・加算・減算①		単位数	注・加算・減算②		単位数	
准看護師の場合	指定訪問看護ステーション	×90／100	注・加算・減算②		単位数	
	定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携	准看護師による訪問が1回でもある場合×98／100	専門官生加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)		1月につき+250単位	
高齢者虐待防止措置未実施減算		-0.01	ターミナルケア加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合+2,500単位	
業務継続計画未策定減算		-0.01				
夜間又は早朝の場合		0.25	遠隔死亡診断補助加算		+150単位	
深夜の場合		0.5	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算		1日につき-97単位	
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位				
	30分以上の場合	+402単位				
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合		1回につき-8単位	
	30分以上の場合	+317単位				
1時間30分以上の訪問看護を行う場合	指定訪問看護ステーション	+300単位	初回加算(Ⅰ)		1月につき+350単位	
	病院又は診療所	+300単位	初回加算(Ⅱ)		1月につき+300単位	
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携)		+800単位	退院時共同指導加算		1回につき+600単位	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90／100	看護・介護職員連携強化加算		1月につき+250単位	
			看護体制強化加算(Ⅰ)		1月につき+550単位	
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		×85／100	看護体制強化加算(Ⅱ)		1月につき+200単位	
			口腔連携強化加算		1回につき+50単位	
特別地域訪問看護加算		0.15	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	指定訪問看護ステーション及び病院又は診療所	1回につき+6単位	
中山間地域等における小規模事業所加算		0.1		定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		0.05				
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+600単位				1月につき+50単位
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+574単位				
特別管理加算(Ⅰ)		1月につき+500単位				
特別管理加算(Ⅱ)		1月につき+250単位				
専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)		1月につき+250単位	介護職員等処遇改善加算		1月につき+所定単位×18／1000	
介護予防訪問看護費			単位数			
指定介護予防訪問看護ステーション	20分未満		303単位			
	30分未満		451単位			
	30分以上1時間未満		794単位			
	1時間以上1時間30分未満		1,090単位			
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合		284単位(1日に2回を超えて実施する場合は50／100)			
病院又は診療所	20分未満		256単位			
	30分未満		382単位			
	30分以上1時間未満		553単位			
	1時間以上1時間30分未満		814単位			
注・加算・減算①		単位数	注・加算・減算②		単位数	
准看護師の場合		×90／100	特別管理加算(Ⅰ)		1月につき+500単位	
高齢者虐待防止措置未実施減算		-0.01	特別管理加算(Ⅱ)		1月につき+250単位	
業務継続計画未策定減算		-0.01	専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)		1月につき+250単位	
夜間又は早朝の場合		0.25				
深夜の場合		0.5				
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	+254単位	専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)		1月につき+250単位	
	30分以上の場合	+402単位				
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	+201単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合		1回につき-8単位	
	30分以上の場合	+317単位				
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合		+300単位				
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90／100	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合		1回につき-5単位	
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		×85／100			(上記の減算【※-8単位】を算定している場合は-15単位)	
特別地域介護予防訪問看護加算		0.15	初回加算(Ⅰ)		1月につき+350単位	
中山間地域等における小規模事業所加算		0.1	初回加算(Ⅱ)		1月につき+300単位	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		0.05	退院時共同指導加算		1回につき+600単位	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+600単位	看護体制強化加算		1月につき+100単位	
	病院又は診療所	1月につき+325単位	口腔連携強化加算		1回につき+50単位	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	指定訪問看護ステーション	1月につき+574単位	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		1回につき+6単位	
	病院又は診療所	1月につき+315単位	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		1回につき+3単位	
			介護職員等処遇改善加算		1月につき+所定単位×18／1000	

※「特別地域(介護予防)訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時(介護予防)訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の(介護予防)訪問看護に係る加算を算定できるものとする。